

入札心得書

贈賄、談合、独占禁止法違反その他の不誠実な行為により入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

第1条 入札の辞退

- 1 指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。ただし、既に投入した入札書を撤回できるものではない。
- 2 入札を辞退するときは、その旨を、次に掲げるところにより申し出るものとする。
 - (1) 入札執行前には、入札辞退届を契約担当者に直接持参又は郵送して行う。ただし、入札指名通知書に記載する入札書の提出日時までに到達しなければならない。
 - (2) 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

第2条 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- 1 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- 2 委任状を提出しない代理人のした入札
- 3 入札者又はその代理人が同一事項の入札に対し、2以上の意思表示をした入札
- 4 談合その他不正の行為があったと認められる入札
- 5 入札書記載の金額、氏名、押印その他入札要件の記載が確認できない入札
- 6 入札書記載の金額を加除訂正した入札
- 7 入札書以外による入札
- 8 その他入札に関する条件に違反した入札
- 9 入札指名通知書に記載する提出日時後に到着した入札

第3条 入札に際しての注意事項

- 1 代理人が入札をする場合は、入札書と合わせて委任状を提出すること。
- 2 入札書は、名称等を記載すること。
- 3 落札者は、入札者のうち予定価格以下であって、入札金額中最低価格の入札者とする。但し、落札者となるべき同一価格の入札をした者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定する。
- 4 提出された入札書は開札前も含め返却しないこととする。入札参加者が連合し若しくは不穩の行動をなす等の情報があった場合又はそれを疑うに足る事実を得た場合には公正取引委員会に提出する場合がある。
- 5 入札に参加する者は、入札に当たっては、他の入札参加者と入札意思、入札価格、又は入札書、見積内訳書その他入札執行者に提出する書類の作成についていかなる相談も行ってはならず、独自に入札価格を定めなければならない。

第4条 契約の手続き

- 1 落札者は、落札決定後、または暴力団排除条例に抵触しないことが確認された日から10日以内（委託は7日以内）に、所定の契約書等を契約担当者に提出しなければならない。
- 2 正当な理由なく当該期間内に提出しないときは、契約の相手方となる資格を失うことがある。
- 3 落札者が契約を締結しないときは、落札金額（税込）の100分の5に相当する額を違約金として徴収する。

第5条 その他

- 1 入札書又は見積書の提出にあつては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等に抵触する行為を行ってはならない。
- 2 入札執行前に入札参加業者を探る者は、入札に際し不正又は妨害の行為のおそれがあるとし、入札の参加を拒否する。
- 3 指名を受けた者または、競争に参加しようとする者が、入札執行までに不当要求を受けた場合は、近江八幡市契約規則第14条の3の規定に基づき、契約担当課へ報告しなければならない。
- 4 その他この心得書に記載のない内容については、近江八幡市契約規則等の規定に基づきますので、ご不明な点が有る場合は事前に学校給食センターまでお問い合わせ下さい。